

(案)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

原子力委員会委員長

原子燃料工業株式会社 熊取事業所における核燃料物質の加工
の事業の変更許可について（答申）

平成12年11月8日付け11安（核規）第969号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条第3項において準用する同法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認める。